

「肉の万世商品券」払戻し期間終了について

「肉の万世商品券」をお持ちのお客様へ

「肉の万世商品券」払戻し期間終了について

肉の万世商品券をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

肉の万世の「肉の万世商品券」は、平成26年5月20日をもって利用を終了させていただきました。

未使用の「肉の万世商品券」をお持ちのお客様には、下記の様に払戻しを致します。

尚、申出期間を過ぎますと払戻しの手続きから除斥されますので申出期間内にお申し出ください。

※「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」に基づく

払戻しのお申出期間

平成26年5月21日(水)から平成26年8月20日(水)まで

- 1 発行者 株式会社 万世
- 2 お問い合わせ 株式会社 万世 ギフトセンター商品券申出窓口
〒339-0076 埼玉県さいたま市岩槻区平林寺 240
申出窓口電話 048-756-3335(10:00~17:00 土日祝除く)
- 3 申出方法・ 払戻し対象の万世商品券をお持ちのお客様は、上記期間内に払戻し申出書に必要事項を
払戻し方法 記入し申出書と万世商品券を同封の上、簡易書留にて上記郵送先までお送り下さい。
郵送料と券面金額を申出書に記載してある口座にお振込み致します。振込料は弊社で負担
致します。申出書については上記申出窓口へお問い合わせ下さい。
尚、枚数・金額によりお支払に多少お時間を頂く場合がございますので予めご了承下さい。
- 4 払戻しの対象 肉の万世商品券 500円券 1,000円券 5,000円券
となる商品券



5. 払戻しの対象と (1)使用済商品券 (2)破損により証票番号が照会できない商品券
ならない商品券 (3)3分の1以上が滅失している商品券 (4)払戻しの対象外の商品券
(5)偽造または変造されている商品券
6. その他 肉の万世店舗では払戻しは行いません。

株式会社 万世 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-21 TEL:03-3251-8521

平成26年5月